

令和6年2月公募実施分

富士宮市役所本庁舎
自動販売機設置事業者
募集要項

令和6年2月

富士宮市総務部契約管理課

TEL 0544-22-1122

FAX 0544-22-1142

【富士宮市ホームページ】 <http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>

目 次

募集概要

- 自動販売機設置事業者募集要項 1～8
- 災害時における飲料等の提供協力に関する協定書 . . . 9～10

様式

- 応募申込書兼誓約書（様式1） 11
- 応募価格書（様式2） 12
- 委任状（様式3） 13

自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

富士宮市では、市有財産の有効活用を図りながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市庁舎の一部を賃借して自動販売機を設置、運営する事業者を募集します。

この募集要項は、設置事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 参加資格

応募する者は、次に掲げるすべての条件を満たす者としてします。

- (1) 令和5年度の富士宮市製造・物品購入・役務提供等の競争入札参加資格に登録されていること。

(令和5年度については、令和6年1月4日から10日までの間に、必ず登録を済ませること。

なお、登録に際して「営業種目分類表」へは、「F日用品類」の「サ食料品」に○を付けること。)

- (2) 自動販売機の設置、運營業務について3年以上の実績を有していること。

3 設置上の遵守事項

自動販売機の設置、運営については下記の事項を遵守してください。

- (1) 常に商品の賞味期限に注意するとともに、補充を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をすること。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任をもって処理すること。また、回収と処理に係る費用は各自で負担すること。
- (3) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じる等、安全に十分配慮すること。
- (4) 保健所等、自動販売機設置に必要な届出はすべて設置事業者が行うこと。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。

- (6) 電気料は、設置事業者の費用負担で取り付けた電力量計から導き出した消費電力量に、施設の実績に基づいて富士宮市が算出した単価を乗じた額を負担するものとする。
- (7) グループA（物件番号①）に、紙コップ等の自動販売機を設置することに伴い、水道を使用する場合は、設置事業者が自己申告する消費水量に、施設の実績に基づいて富士宮市が算出した単価を乗じた額を負担するものとする。（「子メーターを設置して検針する。」、「売上個数から消費水量を算出する。」等、自己申告する消費水量の算出方法は問わない。）
なお、グループC（物件番号⑥）に、紙コップ等の自動販売機を設置するために水を必要とする場合は、当該自動販売機は、タンク式とすること。（この箇所でするための水道が存在しないため）
- (8) 自動販売機は、ユニバーサルデザインを基本とし、地震・噴火・津波・台風などによりライフラインが絶たれた際等は飲料及び食料品を無償で提供すること。また、飲料等の無償提供については、別途、富士宮市と「災害時における飲料等の提供協力に関する協定」（P9～10）を締結すること。
- (9) 自動販売機は、なるべく省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷に配慮した機種を設置すること。
- (10) 上記のほか、物件調書に記載された施設ごとの特記事項等を遵守するとともに、庁舎管理者からの指示事項に誠実に協力すること。

4 公募する物件

- (1) 公募の受付は、下記のグループごとに行います。

・グループA（物件番号①）

・グループB（物件番号②、③、④、⑤）

ただし、グループBは、1者につき応募は1件のみとし、グループAもしくはグループCは、いずれか1グループの応募とします。

・グループC（物件番号⑥）

・グループD（物件番号⑦）グループAもしくはグループCは、いずれか1グループの応募とします。

・グループE（物件番号⑧）グループAもしくはグループCは、いずれか1グループの応募とします。

・グループF（物件番号⑨）グループAもしくはグループCは、いずれか1グループの応募とします。

(2) 併せて応募できるグループ

| | グループ A (物件番号 ①) | グループ B (物件番号 ②、③、 ④、⑤) | グループ C (物件番号 ⑥) | グループ D (物件番号 ⑦) | グループ E (物件番号 ⑧) | グループ F (物件番号 ⑨) |
|---------------------------------|--|---------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| グループ A (物件番号 ①) | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| グループ B (物件番号 ②、③、 ④、⑤) | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | ○ | ○ | ○ |
| グループ C (物件番号 ⑥) | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| グループ D (物件番号 ⑦) | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | ○ | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | | ○ | ○ |
| グループ E (物件番号 ⑧) | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | ○ | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | ○ | | ○ |
| グループ F (物件番号 ⑨) | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | ○ | グループ A もしくは グループ C のいずれか 1グループ | ○ | ○ | |

(左側のグループに対応する右側の丸印および説明のグループの全てに応募可能です。)

(3) 別に記載がない限り、貸付面積には、放熱スペースや転倒防止金具等の付属設備を含みます。

※物件の詳細は、富士宮市ホームページ (<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>) でご確認ください。なお、物件によっては入札を中止する場合があります。

| 物件番号 | 施設名 | 住所 | 台数 | 最低価格 (%) | 課名 |
|------|-------------|--------------|----|-------------|-------|
| ① | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ② | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ③ | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ④ | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ⑤ | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ⑥ | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ⑦ | 富士宮市役所本庁舎地階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 15.0% | 契約管理課 |
| ⑧ | 富士宮市役所本庁舎4階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 10.0% | 契約管理課 |
| ⑨ | 富士宮市役所本庁舎5階 | 富士宮市弓沢町150番地 | 1 | 10.0% | 契約管理課 |

5 参加申込書の提出先・問合せ先

【提出・問合せ先】

富士宮市総務部契約管理課 施設管理係

住所 〒418-8601 富士宮市弓沢町150 (市役所4階)

電話 0544-22-1122 F A X 0544-22-1142

E-mail kanzai@city.fujinomiya.lg.jp (契約管理課メールアドレス)

※提出書類の「氏名」欄については、**役職**・氏名を必ず記入すること。

6 契約方法及び契約の主な条件

- (1) 前記2の参加資格を満たした応募者の方から、グループごとに応募価格書をご提出いただき、最も高い応募価格をご提案いただいた方（グループBにおいては、1者につき1物件の応募とし、上位4者との契約とします。また、グループB内の設置場所については、「富士宮市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集応募申込書兼誓約書」の希望順位に基づき、最も高い応募価格の事業者を優先します。ただし、同一価格の場合には、くじにより設置場所を決定することとします。）と、自動販売機の設置に係る契約を締結します。
- (2) 応募の方法については、次ページ以降をご覧ください。
- (3) この契約は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。契約書は決定後に送付いたします。
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 貸付料は、自動販売機の売上金額の何パーセントとするかをご提案いただき、そ

の金額（消費税法課税対象の場合は消費税率相当分10%を加えた額）と電気料負担額及び水道料負担額（水道を使用する場合。以下「電気料等」という。）を加えた額とします。（円未満の端数切り捨て）

貸付料の最低価格は売上の15.0%とします。それ以上のパーセント数をご提案ください。（ただし、物件番号⑧、⑨のみ、10.0%とします。）

- (6) 売上は、消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に販売した金額になります。

例：120円（消費税及び地方消費税20円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,200円（120円×10本）になります。

貸付料算出方法

貸付料＝応募価格（売上の○.○%）＋応募価格の消費税率相当分※＋電気料等負担額

① 応募価格（%）

その自販機の売上の何パーセントを貸付料として納入するかをご提案ください。
小数点以下第一位まで記入をお願いします。

最低価格は売上の15.0%とします。それ以上のパーセント数をご記入ください。
(ただし、物件番号⑧、⑨のみ、10.0%とします。)

② 売上

消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に販売した金額になります。

例：120円（消費税及び地方消費税20円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,200円（120円×10本）になります。

③ 応募価格の消費税率相当分

応募価格に消費税率相当分を加算します。消費税率の変更があったときは、それに応じて変更するものとします。

④ 電気料等負担額

自動販売機の電気料等負担額を加算します。

電気料等負担額は、施設電気料等単価に消費電力量及び消費水量を乗じたものです。消費電力量は、電力量計（子メーター）を検針した数値によります。電力量計は自動販売機設置者が設置してください。また、消費水量の算出方法は2ページのとおりです。

7 公募申し込み方法

I 公募への参加申し込み

■ ≪初めて申し込む方≫

■ (1) 提出書類

■ 応募申込書兼誓約書（P11様式1）

■ 富士宮市製造・物品購入・役務提供等の競争入札参加資格の
■ 契約者名（受任者名）で提出してください。

■ (2) 提出期間 令和6年1月15日（月）から

■ 令和6年1月25日（木）16時まで

■ (3) 提出方法 持参又は郵送

■ (4) 提出先 富士宮市弓沢町150番地

■ 富士宮市役所 契約管理課（富士宮市役所4階）

■ (5) 提出部数 1部（複数の物件に申し込む場合でも1部で結構です。）

■ (6) 参加申込確認 応募書類の審査を行い、参加資格を満たした方に参加者番号
■ を記載した応募申込確認書を2月1日（木）までに発送しま
■ す。

II 応募価格の提出

■ 期日までに、応募価格書を契約管理課まで 持参 又は 郵送 してください。

■ 応募価格書は、参加者番号を記入した封筒に、1件ごとに入れてください。

■ (1) 提出期限 令和6年2月9日（金）16時まで（必着）

■ (2) 提出方法 持参又は郵送

■ (3) 提出先 富士宮市弓沢町150番地

■ 富士宮市役所 契約管理課（富士宮市役所4階）

■ (4) 提出内容 ① 応募価格書（P12様式2）

■ ② 応募価格書用封筒（表面に物件番号、参加者番号、応募者名
■ を記載してください。）

■ ③ 委任状（P13様式3）（代理人をして入札させるときは、委任
■ 状を提出してください。）

■ (5) 注意事項

■ 締切までに契約管理課に到達しない応募価格書は無効となります。郵送の
■ 場合には日時に余裕を見てください。又、書留のご利用をおすすめします。

Ⅲ 契約候補事業者の決定

- 提出いただいた応募価格書を下記の日に関札し、契約候補事業者を決定します。
- (1) 開札日時 令和6年2月13日(火)から令和6年2月16日(金)まで
- (2) 選定方法 提出していただいた応募価格書を開札し、富士宮市が設定する最低応募価格以上で、最高の応募価格を提案いただいた方を契約候補事業者とします。
■ なお、最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。
- (3) 結果連絡 令和6年2月22日(木)までに、契約候補事業者のみ、契約管理課より連絡します。



Ⅳ 契約締結

契約管理課と契約手続きをお願いします。

8 参加に関する注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、富士宮市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 応募価格書には応募者の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (6) 応募価格の提案に関する件を代理人に委任している場合は、応募価格書の応募者欄に、代理人の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入してください。
- (7) 提出した応募価格書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

(8) 次の各号の一に該当する応募価格書は、無効とします。

- ① 応募価格を訂正したもの。
- ② 金額及び氏名その他要件を確認しがたいもの。
- ③ 応募者が協定して応募したもの。
- ④ 応募に際して不正の行為があったもの。
- ⑤ 参加資格のない者が提出したもの。
- ⑥ 応募者の記名押印のないもの。
- ⑦ 鉛筆書きのもの。
- ⑧ 応募価格が小数点以下第一位まで記載されていないもの。
- ⑨ 指定した日時、場所に提出されなかったもの。
- ⑩ 電送によるもの。
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したもの。

(9) 市が設定した最低応募価格以上、かつ、最高の価格で応募した者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。該当者がくじ引きに出席しない場合は、本件に関係のない職員が該当者の代わりにくじを引きますが、該当者は、その結果に異議を申し立てることはできません。

9 既存の自動販売機の販売実績について

富士宮市役所本庁舎での令和4年4月1日から令和5年3月31日までの総売上は、4,405,415円、自動販売機の内訳は、缶・ペットボトル11台、紙コップ1台です。

10 契約後に関する注意事項

(1) 売上報告書には契約者の記名押印が必要となります。